

遺傳病と結婚

秋影生

寄書



七十

結核癩病等の傳染性のものと、寒胃性諸病、中毒、  
病、虛弱等の非傳染性のものとがある。乙は病的  
性状を體内に持て生れ、分娩後早晚發現するもの  
で、痛風、血友病、神經病、ある皮肌病、癌腫等  
が之に屬する。此他畸形遺傳といふて、侏儒、巨  
大發育、母斑、兎唇等病的性状完成して初生兒  
に發現するのもある。

で、その父母から直接に子女に傳はるものと、  
間を置いて子孫に至て現はるゝものと、支族に發  
するもの等に由て、直接遺傳、間接遺傳文族遺傳  
を區別する。

かくて疾病を子々孫々に傳へ或は新に加へて遂  
には其血族を絶やす様になる、殊に兩親が遺傳  
病を有てゐる時は猶更で、かの血族結婚の害はこ  
れらの關係もある、勿論この關係外に於て害毒の

蛙の子は矢張り蛙で、鳶が鷹を産むだ例も聞か  
ず。親に似ぬ子は鬼子とさへいはれ、如何でも血  
統はあらそはれぬものとしてある。實に父母の性  
状は、多くは其儘子孫に遺傳するもので、獨り生  
理的のそればかりでなく、病的のも同様である。  
今こゝに説かむとするは即ち後者の病的性状遺  
傳に就てである。

先づ之れを體質の遺傳と疾病的遺傳とに區別す  
る、甲は即ちある疾患に對する特異素因の遺傳で、

原因はあるので、夙に諸家の研究する所となつて居る。

此の如く疾は遺傳するものである、其遺傳病者の結婚は不健康の子孫を生み、永く悪疾を傳へ、獨り箇人一家の不幸ばかりでなく、實に國家生産力の消長に多大の影響を及ぼすものである、然らば則ち遺傳病者との結婚を避くるは、一は自己の幸福の爲め、一は國民としての義務ではあるまいか。

且つ夫れ、遺傳病所有者其人は、宜しく自ら結婚者の資格を放擲すべき義務がある、殊にある種の疾病者は斷然社會より退かねばならぬ場合があるとおもふ、例へばかの癲癇病者の如きは、平時は敢て健康者に異つた處も見えぬ故、自身は勿論、周圍も之を忽にして居るけれど、其發作の不意に

して危險なる、其病状の慘憺たる、往々不慮の災害を招くとがあつて、到底他の保護を受けずして生活し得べきでない、又其病の爲に身心衰るて夭死するに至り、到底事業に堪うべきでない、彼は社會に於ける自己の地位を要求する權利を有たぬのである、止むを得ずむば法律を以てその社會的事業に從ふとを禁する必要があると思ふ、史に準ると此病者の中に、シーザー、マホメット、一世ナポレオン等の偉人が有たといふとてあるが、それは異數中の異數で、且つ其病状の明ならぬと故、その事實が、わが論の反證として幾何の價值をも償ひ得るのである。

上段に一寸記した血族血婚に就ては、後日更に詳はしく述るが、元來われは、結婚と健康との關係は、重大の問題として研究する價値がある。

あるとを信ずる、そして之を世人に普及するは刻々

下の急務であるとを疑はぬ、余はもと白面の一醫生であるが、之等の理由によりて、敢て自ら掲り、數々かくの如き問題を提げて大方の示教を仰

ぐのである。

附記、活字の誤植と云ふ事は時として愛嬌を生むものであるが、時として只一字の誤から正反対の意味となり、前後の關係を支離ならしむるところがある、前號の拙文「健康と家庭」七十一頁二行目の「闘するも」は、△の誤、十二行「去れど」は「去れば」の誤である、前者は兎も角、後者は文意を損ぶから敢て正して置く。

紀州新宮の七夕の歌

ト調  $\frac{4}{4}$  3 3 3 2 7 6 7 1 | 3 4 3 2 3 | 4 4 6 4 |  
 シチガツナヌカハノ — — ナバヘハ  
 こ一こはくまのちのーーむか  
 3 4 3 1 7 | 6 7 6 4 3 | 6 6 7 1 |  
 サ — マヨカ — ハチテマシよ  
 う — どのは — しあけ  
 4 4 3 3 4 6 | 3 4 6 3 4 6 ||  
 コヒチメスヨトコヨキナヨ  
 ふなばしたよとこよきなよ

七月七日はの

川をへだて、

たなばたさまよ

戀をめすよ。

こゝは熊野地の

むかへは鶴殿の

橋をかけましよ

舟橋をよ